

第3回「協議会」

- ・ 平成27年11月9日(月)
- ・ 準特定地域計画(名古屋のタクシー日本一戦略)
- ・ 素案審議・同意
- ・ 「ワーキンググループの今後進め方(別紙・裏面)」



新WG開催(回数等適宜)

- 各主体における活性化事業等の企画立案(実施)
- 実施事項等調査(全構成員・タクシー含む)
- (新WG)「戦略」実施状況・目標達成度確認 他

第4回「協議会」

- ・ 平成28年5月頃を予定
- ・ 準特定地域計画の進捗状況、目標達成度の確認等
- ・ 戦略目標達成度・今後の取組等(意見交換・情報交換)

新WG開催(回数等適宜)

- 各主体における活性化事業等の企画立案(実施)
- 実施事項等調査(全構成員・タクシー含む)
- (新WG)「戦略」実施状況・目標達成度確認 他

第5回「協議会」

- ・ 平成28年10月以降予定
- ・ 準特定地域計画の進捗状況、目標達成度の確認等
- ・ 戦略目標達成度・今後の取組等(意見交換・情報交換)
- ・ 指定期間満了後(指定基準から外れる場合)の取扱

新WG開催(回数等適宜)

- 【以下、第5回協議会の審議に応じて(必要に応じて)】
- 各主体における活性化事業等の企画立案(実施)
- 実施事項等調査(全構成員・タクシー含む)
- (新WG)「戦略」実施状況・目標達成度確認 他

◆準特定地域指定期間(3か年) 満了後

又は

◆指定解除後(特定 地域指定可能性) 協議会開催方法

- ・ 準特定地域指定期間 (3か年)
平成26年1月27日指定⇒平成29年1月26日満了
- ・ 指定基準を満たしていれば延長の可能性あり(3か年)
- ・ 3か年の指定期間中であっても指定基準から外れる場合は準特定地域指定解除
- ・ 特定地域指定基準に合致した時点
⇒特定地域指定の合否について協議会で協議(議決)
⇒(合意)特定地域協議開催
「設置要綱、協議会の役割等」
⇒(不合意)準特定地域協議会を継続

- ① 準特定地域指定の解除(3か年経過及び途中解除)があった場合は、任意の協議会として継続開催する(設置要綱等の見直し 他)
- ② 任意協議会の役割《目標達成度の確認(PDCA)、計画の見直し 他》

【(現)ワーキンググループ】

- 自治体構成員
⇒名古屋市だけ
(それ以外の自治体未参加)
⇒自治体の計画との調和・連携多々
- 民間構成員
⇒協議会構成員の内、全民間構成員の参加
- 国の機関(中部運輸局)



【(新)ワーキンググループ 案】

- 愛知県 & 名古屋市(必須)
- その他市町村構成員
⇒ **会長・副会長指名**
- その他協議会構成員(民間)
⇒活性化事業・その他事業の実施主体とされた構成員他タクシー事業に密接に関係する構成員自主参加(手上げ方式)
- 国の機関(中部運輸局)

(ワーキンググループの役割)

- ✓先進的・先駆的取組の共有
- ✓他地域への情報発信(各構成員の取組に反映)
- ✓(自他ともに)目標達成度等の確認
- ✓今後の必要事項等の確認及び共有

■ 愛知県・名古屋市(2名)

■ その他市町村



■ 民間(手上げ方式)



■ 国(中部運輸局)現行2名

■ タクシー事業者 □ 現行(9名)

・新WG・人数の目安(MAX20名前後)
・要調整